

1. 計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)で発生した原子力災害を踏まえ、平成24年12月、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を見直し、従来の防災対策を重点的に充実すべき区域(E P Z)の目安である10kmの範囲から、予防的防護措置を準備する区域(P A Z)の概ね5km並びに緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)の概ね30kmに拡大されました。

また、国の防災基本計画原子力災害対策編が改正され、P A Z及びU P Zを管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定することとされています。

については、雲南市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、大規模な原子力災害が発生した場合の市民の広域避難対策を整備するものです。

なお、この計画に定めのない事項については、雲南市地域防災計画等によるものとします。

● 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone) : 概ね5km

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響[*]等を回避するため、E A Lに基づき、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていることなどを踏まえ、「原子力施設から概ね5km」を目安とします。

● 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action planning Zone) : 概ね30km

U P Zとは、確率的影響[*]を最小限に抑えるため、緊急時活動レベル[*](E A 1)、運用上の介入レベル[*](O I L)に基づき緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定すること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とします。

[*] 確定的影響

ある一定の放射線量(これをしきい値[*]という)を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れます。

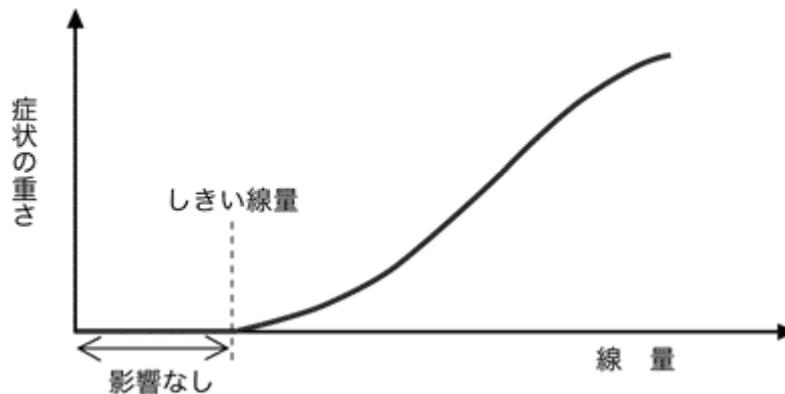
確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響(精神遅延、小頭症)、白内障などが含まれ

ます。

[*]しきい値

一般的にある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値といいます。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確定的影響には、それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値といいます。

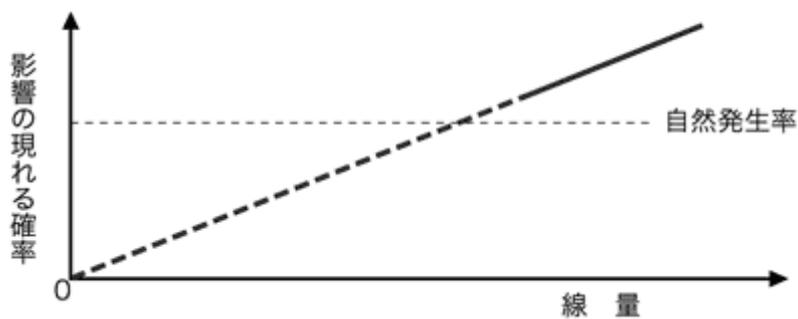
(確定的影響(脱毛・など)の線量と影響の関係)



[*]確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されています。がんと遺伝性影響が含まれます。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられています。

(確率的影響(がん・白血病など))



(出典：原子力防災基礎用語集 (財)原子力安全技術センター、2011年版)

[*] 緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確かかつ迅速に開始するための判断基準を原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベル (EAL) として設定されます。EALの具体的内容については、今後原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載されます。

[*] 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響[*]の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射線物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（O I L）として設定されます。O I Lの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載されます。

（出典：原子力災害対策指針（平成24年12月3日））

2. 広域避難計画の策定に係る経過

島根県は、鳥取県及び中国電力㈱島根原子力発電所（以下「島根原子力発電所」という）から30km圏域の6市（松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市）とともに、平成23年5月に、「原子力防災連絡会議」を設置し、国の方針全てが明示されない状況の中であっても、できることから原子力防災対策を進めていくこととし、同年9月には広域避難体制の整備を図ること等を盛り込んだ中間報告を取りまとめました。

このような中、島根県は山陽各県への説明会を開催し避難先地域の割当案を策定、その後、関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）と連携し、県内市町村及び中国各県・市町村の協力を得て、それぞれ調整を図り平成24年11月に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定されたところです。また、関係4市はこの計画を基本としてそれぞれ広域避難計画を策定することとしました。

雲南市においても「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を基本に、「原子力災害に備えた広域避難計画」を一次避難先自治体（以下「受入れ自治体」という。）の協力を得て、策定するものです。

3. 計画策定にあたっての基本方針

本計画は、雲南市地域防災計画（原子力災害編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する原子力災害に備えた島根県広域避難計画との整合を図ります。

- (1) 市及び島根県は、避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示します。
- (2) 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指すものです。
- (3) 市及び島根県は、避難の実施時に特に配慮が必要である災害時要援護者（在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者）の安全かつ迅速な避難体制の確立を図ります。
- (4) 本計画は、原子力災害という特殊な災害の発生を前提とし、受入れ先自治体の理解と協力を得て作成するものであり、地域防災計画（原子力災害編）と合わせ、作成時及び改定の都度受入れ自治体に情報提供します。

4. 計画の前提

(1) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、防災対策の検討状況や原子力防災連絡会議での整理等を踏まえ、島根原子力発電所から30km圏以内の次に掲げる地域とします。

距離圏域	町名	地区名	人口
10～20km	大東町	畑鶴（一部）、遠所（一部）、幡屋（一部）、山王寺、薦沢、須賀（一部）	776人
	加茂町	東谷（一部）	102人
20～30km	大東町	大東、田中、新庄、清田、金成、塩田、篠淵、飯田、養賀、大東下分、山田、畑鶴、遠所（一部）、幡屋（一部）、仁和寺、前原、西阿用、大ケ谷、下佐世、上佐世、川井、東阿用、岡村、下阿用、上久野、下久野、須賀（一部）、北村、中湯石、南村、小河内、刈畑	12,781人
	加茂町	立原、近松、大西、加茂中、南加茂、宇治、神原、三代、大竹、延野、大崎、猪尾、岩倉、東谷（一部）、新宮、砂子原	6,249人
	木次町	木次、新市、下熊谷、里方、山方、東日登、寺領、宇谷、西日登、上熊谷	8,675人
	三刀屋町	三刀屋、下熊谷、給下、伊萱、高窪、古城	4,755人
合計			33,338人

※平成24年4月1日現在

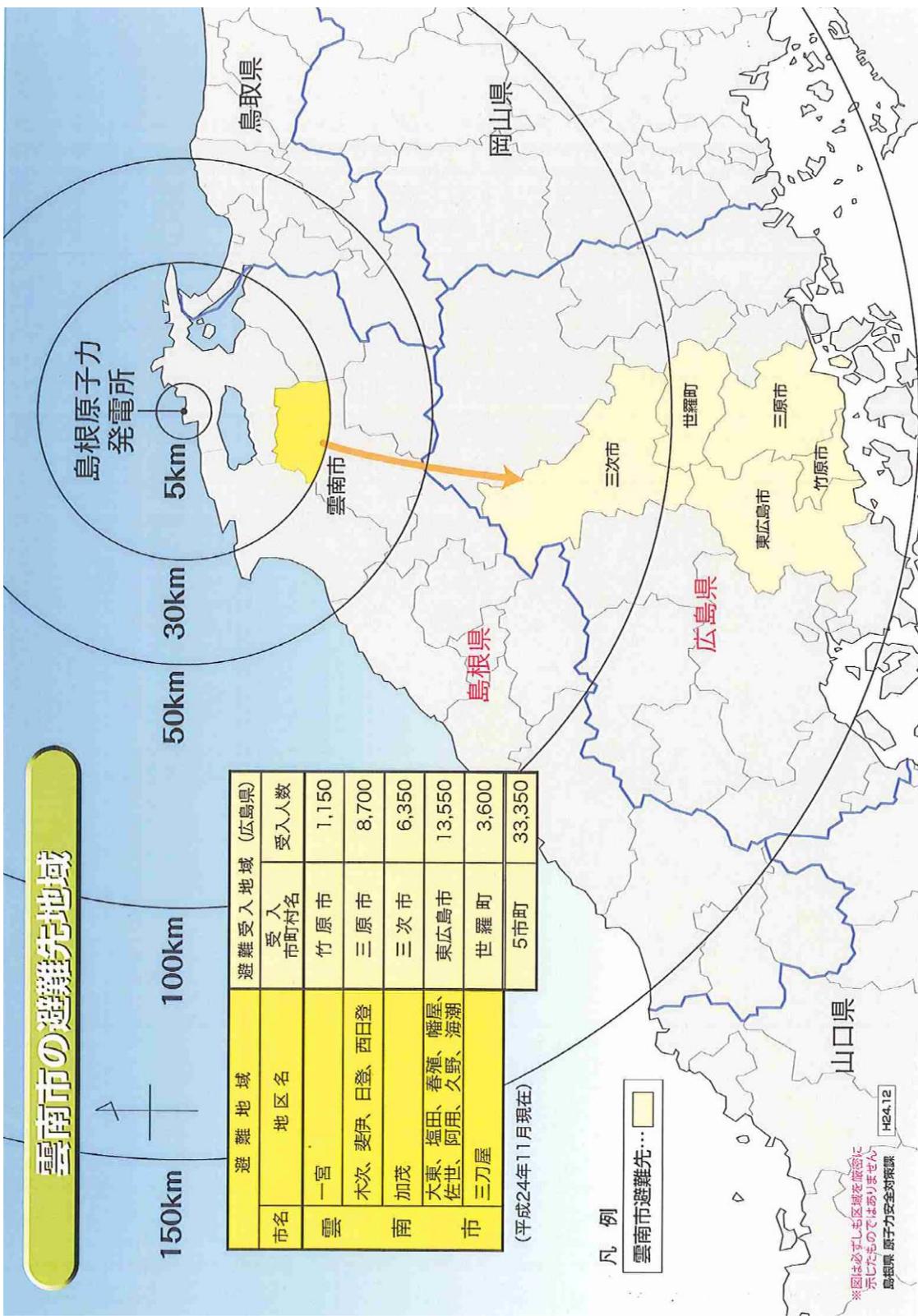
(2) 避難先地域

県名	受入市町名	避難町名	地区名	人口
広島県	竹原市	三刀屋町	伊萱、高窪、古城	1,157 人
	三原市	木次町	木次、新市、下熊谷、里方、山方、東日登、寺領、宇谷、西日登、上熊谷	8,675 人
	三次市	加茂町	立原、近松、大西、加茂中、南加茂、宇治、神原、三代、大竹、延野、大崎、猪尾、岩倉、東谷、新宮、砂子原	6,351 人
	東広島市	大東町	大東、田中、新庄、清田、金成、塩田、篠淵、飯田、養賀、大東下分、山田、畑鶴、遠所、幡屋、仁和寺、前原、西阿用、大ケ谷、下佐世、上佐世、川井、東阿用、岡村、下阿用、上久野、下久野、山王寺、薦沢、須賀、北村、中湯石、南村、小河内、刈畑	13,557 人
	世羅町	三刀屋町	三刀屋、下熊谷、給下	3,598 人
合計				33,338 人

原発から30km圏域の状況



雲南市の避難先地域



市名	避難地域		避難受入地域 (広島県)	
	地区名	市町村名		
雲南	一宮	竹原市	1,150	
	木次、斐伊、日登、西日登	三原市	8,700	
	加茂	三次市	6,350	
市	大東、塩田、春殖、幡屋、佐世、阿用、久野、海潮	東広島市	13,550	
	三刀屋	世羅町	3,600	
			5市町	33,350

(平成24年11月現在)

凡例
雲南市避難先...

※図は必ずしも区域を厳密に示したものではありません
島根県 原子力安全対策課 H24.12

5. 避難等指示の想定

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき国から避難指示の発令等が指示される場合とは、福島第一原子力発電所での原子力災害と同様に、島根原子力発電所の事故の状況を踏まえた段階的避難が指示されることを前提とします。

なお、大量の放射性物質の放出前に避難が完了することを目指します。

(1) 概ね0～5km圏（PAZ相当）の避難等指示

- ① 原災法第10条（特定事象）の通報があった場合に、PAZ（概ね0～5km圏内）の避難準備情報が出されるものと想定します。
- ② さらに事象が進展し、原災法第15条に該当し、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発出されると同時に国から予防的な避難の指示が行われるものとする。
その際、避難地域の外側の5～10km圏に避難準備情報が発表されるものとします。

(2) 概ね5～30km圏（UPZ相当）の避難等指示

概ね0～5km圏（PAZ相当）の避難完了後、発電所の事故が継続又は深刻化した場合、国から段階的に予防的な避難の指示が行われるものとします。
その際、避難地域の外側の圏域に避難準備情報が次のように発表されるものとします。

命令の発出順序	指示又は命令	避難の範囲
1	避難指示	概ね 5～10km圏
2	避難準備情報	概ね10～20km圏
3	避難指示	概ね10～20km圏
4	避難準備情報	概ね20～30km圏

更に事態が悪化する場合、国から概ね20～30km圏避難指示が行われるものとします。

(3) 放射性物質放出後における避難等指示等

- ① 避難は島根原子力発電所から大量の放射性物質が放出する前に完了することを目指しますが、大量放出後は、放出前の避難における連絡や避難等の体制を基本に避難及び

屋内退避等を迅速に伝達し、避難及び屋内退避を実施します。

- ② 具体的な避難体制等については、今後国において示されるモニタリング結果などに基づく具体的な基準や手順等を踏まえ整備します。

(4) O I L の導入

O I L の導入は現在国において検討されており、地域防災計画に反映させる必要が生じたときに広域避難計画にも反映させるものとします。

6. 住民避難等に係る連絡体制

(1) 島根県の連絡体制

島根原子力発電所でトラブル等が発生した場合、原子力災害につながる恐れがあると島根県が判断した段階（島根県対策会議設置時等）以降、島根県から必要に応じて市及び関係機関へ避難及び避難準備等に関する情報提供があります。

- ① 島根県は、市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市、この章において「関係4市」という。）に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生した場合以降、島根原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難及び避難準備等に関する情報連絡を行います。
- ② 島根県は、関係4市を除く県内市町村及び中国各県に対しては、島根原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると判断した段階（島根県対策会議設置時等）以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行います。
- ③ 島根原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると判断した段階（島根県対策会議設置時等）以降、交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関に対して、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡が行われます。
- ④ 島根原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると判断した段階（島根県対策会議設置時等）以降、報道機関への放送要請や県ホームページ、防災メール等を通じて県民へ島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡が行われます。

島根県が行う連絡事項等

主な情報連絡の段階	主な内容
① 重大なトラブルと判断 (島根県対策会議設置時等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況、島根県の対応状況等
② 警戒事象通報時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒事象となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z 地域の避難準備に備え体制、災害時要援護者の援護体制の準備等
③ 特定事象通報時 (原災法 1 0 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事象となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 (P A Z 相当) の避難準備連絡等
④ 原子力緊急事態宣言発出時 (原災法 1 5 条該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言発出の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 (P A Z 相当) の避難指示 ・ 概ね 5 ～ 3 0 k m 圏 (U P Z 相当) の避難準備連絡等
⑤ 住民避難等の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・災害の状況、国・島根県の対応状況 ・ 避難対象地域の避難等指示 ・ 避難指示地域の外側圏域の避難準備連絡 ※オフサイトセンターからの指示に基づく

※島根県から重大なトラブル発生との連絡があったときは、警戒本部設置に至らないが、危機管理室において警戒体制を敷き、緊急時への対応に備えます。

7. 雲南市の体制

市は、島根県から警戒事象及び特定事象等発生の連絡があったときは、地域防災計画に基づき島根原子力発電所の事故等に関する情報や、避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情報連絡を速やかに行います。

(1) 市の広報体制等

- ① 市は、市民、自治会、地域自主組織等に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報に関する住民広報を適宜行い、国（オフサイトセンター等）や島根県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令します。
- ② 市は、在宅要援護者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、必要な情報を確実に伝える体制を整備します。

(2) 広報のタイミング

市は、住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておきます。

<住民広報のタイミング>

- ア 警戒事象及び特定の事象に至った場合（原災法10条事象、原子力緊急事態宣言等）
- イ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- ウ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- エ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- オ 放射性物質が放出された場合
- カ モニタリングの状況がまとまった場合
- キ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民広報の内容>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

(3) 相談窓口の設置

市は、国及び島根県の協力を得て、市民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておきます。

(4) 情報連絡、住民広報手段の確保

島根県及び市は、避難及び避難準備等に関する情報が、市民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行います。

- ① 島根県及び関係4市は、相互間、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保できる体制とするとともに、万が一に備え市から島根県へ連絡員を派遣する体制を整えます。

島根県へ派遣する職員は、オフサイトセンターが立ち上がるまでの間の初動にかかる連絡に当たります。

- ② 市は、避難及び避難準備等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、告知放送、広報車、CATV、安全・安心メール、緊急速報メール等複数手段により住民広報を行う体制を整えます。

(5) 市の災害体制の設置基準

市は、地域防災計画の設置基準は、以下のとおりです。広報のタイミングは、それぞれの区分に応じ警戒事象及び特定事象等が発生した場合、住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合等必要な情報を適切時期に行います。

災害体制の設置基準

区 分	体 制	設置基準
警戒事象	警戒本部の設置 ・ 原子力災害関係部・課の所要人員	◇警戒事象発生 of 通報があったとき ◇島根県対策会議設置時
特定事象	災害対策本部の設置 ・ 原子力災害関係部・課の所要人員 ・ 災害応急対策に必要な関係部・課の所	◇特定事象（原災法 10 条）発生 of 通報があったとき ◇県からモニタリングポストにおいて原災法 10 条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき

	要人員	◇その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき
原子力緊急事態 (フェーズ1：初動 対応)	・ 応急対策の内容に より最大全職員と する	◇内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原 災法 15 条）が発出されたとき ◇その他、市長が原子力防災上必要と認めた とき
原子力緊急事態 (フェーズ2：初動 対応後)	・ 応急対策の内容に より最大全職員と する	◇内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原 災法 15 条）が発出された後
原子力災害事後対 策 (災害復旧体制)	・ 事後対策の内容に より最大全職員と する	◇原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が解 除された後

（6）警戒体制及び災害体制の解除

①警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によります。

ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

②災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によります。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

（7）災害対策本部の設置場所

雲南市の災害対策本部は、市役所総務部危機管理室に置く

電 話	0 8 5 4 - 4 0 - 1 0 2 7
F A X	0 8 5 4 - 4 0 - 1 0 2 9
E メール	kikikanri@city.unnan.shimane.jp

(8) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合は、職員の宿舎又は物資の集積場所等、施設の利便性を考慮して定めるものとし、万が一第1順位の施設が立ち退きの勧告又は指示を受け避難できない場合等には、第2順位の施設に退避します。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	吉田総合センター	電 話 0854-74-0211 FAX 0854-74-0047 Eメール yoshida-sougou@city.unnan.shimane.jp
2	掛合総合センター	電 話 0854-62-0300 FAX 0854-62-0310 Eメール kakeya-sougou@city.unnan.shimane.jp

8. 市民の避難体制

市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難を実施します。

(1) 住民避難の基本的な考え方

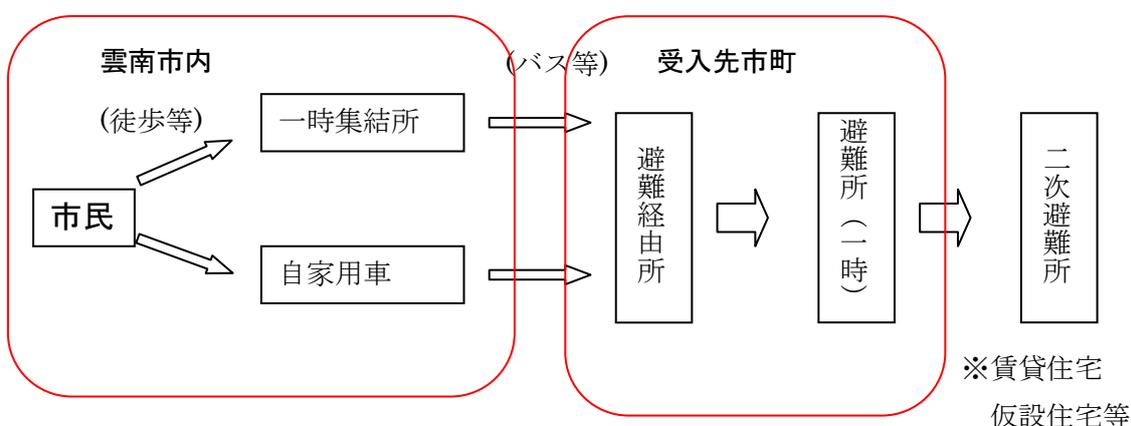
- ① 避難は、多くの市民が自家用車により避難することを想定しています。
自家用車避難が困難な市民については、市が設置する一時集結所等からのバス等公共的手段による集団避難を行います。
- ② 自治会及び自主防災組織等は、一時集結所への移動又は広域避難に際しては、災害時要援護者の避難支援に配慮し、コミュニティの相互扶助、助け合いによってスムーズに避難行動ができるよう心がけてもらいます。
- ③ 自主防災組織等は、広域避難に際しては自家用車避難が主になると想定されることから、災害時要援護者の避難に当たっては可能な限り乗り合わせによる避難に心がけてもらいます。

(2) 住民避難について

概ね5～30km圏（UPZ相当）地域

- ① 市は、島根県又は原子力発電所から島根原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報の連絡があったときは、告知放送、夢ネット、安全・安心メール、緊急速報メール、広報車、報道機関等による住民広報を通じて市民へ適切に周知します。
- ② 避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とします。
- ③ OILに基づくコンクリート屋内退避等の行動等については、示された段階で補足します。
- ④ 島根県及び市は、避難用のバス等の車両の確保について事前に検討します。

避難の流れ



(3) 避難先等の確保、周知

- ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて市民へ事前周知します。
- ② 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行います。

一時集結所選定の基準

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましい
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等

- ③ 市は、必要に応じて受入れ自治体内に避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を受入れ自治体の協力を得て選定し、避難実施の円滑化を図ります。
- ④ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行います。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行います。

- ⑤ 受入れ先自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行います。

(4) 避難手段及び避難ルート等

①避難手段の確保

ア 自家用車で避難する場合は、災害時要援護者の避難支援に配慮すること及び渋滞を避けるため、自治会及び自主防災組織等において可能な限り乗り合わせて避難することを原則とします。

イ 自家用車避難が困難な市民は一時集結所から、やむを得ず学校等から避難する場合の園児、児童及び生徒等については、学校等からのバス等の避難手段による集団避難を行います。

ウ 一時集結所からバス等を使用して避難する場合は、女兒、女性、乳幼児及び妊産婦、その他の災害時要援護者及び高齢者等に配慮し、幼児を除いて男女それぞれ別に避難できるよう努めます。

エ 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用します。

オ バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て、市と連携しながら確保し、一時集結所等必要な箇所へ手配します。

市内の確保可能なバスの台数

(単位：台)

区分	所有者	30人以上	11人～29人 乗り	計
自家用車両	事業者	2	9	11
市有車両	市	11	18	29
計		13	27	40

平成24年12月現在

カ 島根県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行います。

②一時集結所の運営

- ア 市は、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定めます。
- イ 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とします。

③避難ルートの設定

- ア 一次避難先を踏まえ、市は概ね地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しておきます。
- イ 避難ルートは、島根県警察本部等が策定する交通規制・避難誘導計画に定める避難ルートとします。
- ウ 島根県及び市は、避難指示又は避難順簿情報の発令が見込まれる段階で、島根県警察本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定します。

④避難誘導・交通規制体制の整備

- ア 島根県警察本部は、避難を円滑に実施するため、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整えておきます。
- イ 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討しておきます。
- ウ 島根県警察本部は、広域避難実施時には災害状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施します。

⑤スクリーニング体制の整備

- ア 島根県は、国（本部、オフサイトセンター）からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制による避難住民へのスクリーニング[*]を実施します。

イ 島根県は国と連携して、今後国の原子力災害対策指針等で示される避難住民等に対するスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベル等を踏まえて、スクリーニング実施場所等をあらかじめ設定し、スクリーニング器材等の整備、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国や関係する自治体等と連携して進め、スクリーニング体制を整備します。

ウ 市は、スクリーニングが必要であることを、事前に市民に対し周知します。

[*]スクリーニング

原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所等において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施します。これをスクリーニングといいます。

※出典「原子力防災基礎用語集 2011 年版」(財)原子力安全技術センター

⑥ 避難住民の支援体制の整備

島根県は、避難時における、食料・飲料水、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・支援などの体制について、国や関係する自治体と連携して検討を進めます。その際には、高齢者や女性への配慮に留意します。

(5) 園児、児童及び生徒等への対応

- ① 概ね5～30km圏（UPZ 相当）地域で避難が指示された場合は、自宅から避難を行うことを原則とします。
- ② 島根県は、各学校等がマニュアルを策定するのに必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、各学校等に通知し、各学校等では、災害時に適切に対応できるようマニュアルを策定します。
- ③ 各学校等は、マニュアルにしたがい園児、児童及び生徒を確実に保護者に引き渡します。

(6) 外国人への対応

- ① 島根県及び市は、外国人に対して島根原子力発電所での事故の状況、避難指示及び避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行います。
- ② この場合、民間国際交流団体等と連携しやさしい日本語や外国語による情報提供に努めます。

(7) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ① 島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブルが重大化した段階（島根県対策会議設置時）以降、報道機関、緊急速報メールなどを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行います。
- ② 避難が指示された場合は、交通手段を有している者は早急に避難し、交通手段を有していない者は最寄りの一時集結所から市民とともにバス等により避難を行います。
- ③ J R 西日本の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は国及び島根県からの情報に基づき J R 西日本が車内放送等により情報を伝達します。
- ④ 市は、避難指示が出された区域の巡回等により観光客等が避難したことの確認を行います。

(8) 市民バス等の乗客への対応

- ① 市は、市民バス等の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、車内放送、ラジオ放送、緊急速報メール等により情報を伝達します。
- ② 市民は、不要不急な外出の場合の取りやめのほか、可能な限り早急に帰宅し報道機関、市等からの情報収集に努めます。

(9) 避難完了の確認等

- ① 市民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、個別に訪問して行います。
- ② 避難を拒否する市民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員

等が定期的に訪問し避難を促します。

(10) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努めます。
- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるものとします。

(11) 自主避難した市民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する市民が発生することが想定されることから、市は自主避難した市民の把握に努めます。

- ① 市は、自主避難した市民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知します。
- ② 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し自主避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、自主避難する住民の把握に努めます。

(12) 避難行動等の事前周知について

市は、原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階に応じた市民がとるべき行動、又は準備のための指針等についてあらかじめ周知します。あらかじめ周知しておく事項は、次のとおりです。

なお、国のO I Lが示された場合には、それぞれ見直します。

- ①原子力発電所において重大なトラブル又は警戒事象が発生したとき
 - ア テレビ、ラジオからの正確な情報を得よう注意し、デマ情報に惑わされないこと
 - イ 告知放送、安全・安心メール、緊急広報メール、夢ネット及び文字放送、インターネット等の情報に注意すること
 - ウ 個別の電話での問い合わせは控えること
 - エ その他必要な事項
- ②避難準備情報又は屋内退避が指示されたとき

i 住宅等への屋内退避

- ア 自宅、職場、最寄りの公共施設への屋内に退避すること
- イ 避難に備え、帰宅、避難の準備に関すること
- ウ 退避及び退避後の行動に関すること
- エ 退避に当たっての注意事項に関すること
- オ その他必要な事項

ii 災害時要援護者の確認等

③避難指示又はコンクリート建物への屋内退避が指示されたとき

i コンクリート建物への屋内退避

- ア 指示にしたがい、コンクリート建物へ退避すること
- イ 避難の備えに関すること
- ウ その他必要な事項

ii 避難方法等

- ア 指示にしたがい、自家用車での避難又は一時集結所への移動に関すること
- イ 避難先及び避難ルートに関すること
- ウ 避難に当たっての注意事項に関すること
- エ その他必要な事項

iii 災害時要援護者の避難支援

iv 安定ヨウ素剤の予防服用

- ア 安定ヨウ素剤の配布の方法等に関すること
- イ 指示にしたがい、安定ヨウ素剤の予防服用すること

v 避難先での住民の把握

④原子力災害発生に対する事前の備え

- ア 事前の準備物資等に関すること
- イ 災害時要援護者の避難支援対策に関すること
- ウ 避難所の運営に関すること
- エ その他必要な事項

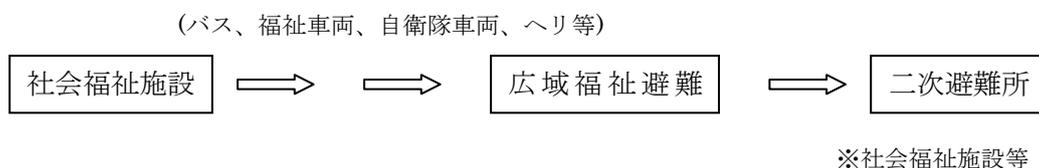
9. 災害時要援護者の避難体制

災害時要援護者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者及び在宅要援護者は広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行うものとします。

なお、災害時要援護者の避難は、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保など避難準備を早期段階から行い迅速な避難を実施するが、準備が整うまでは屋内退避を行います。

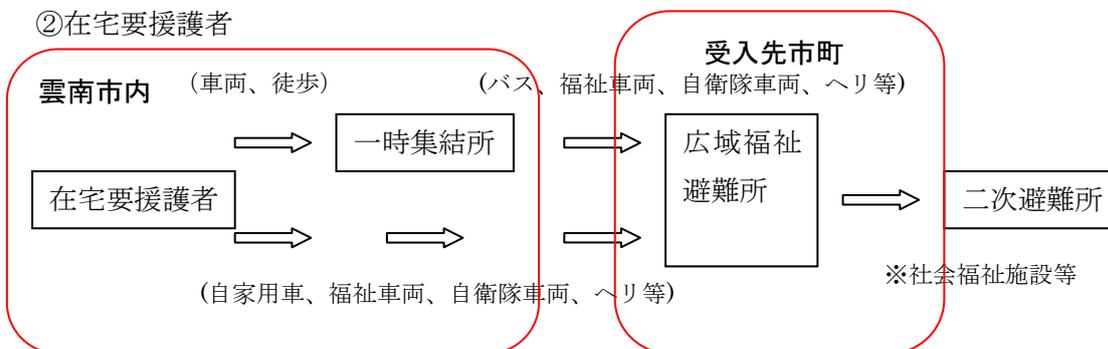
(1) 避難の流れ

①社会福祉施設

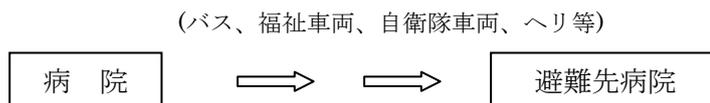


※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕の無い場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行います。

②在宅要援護者



③病院等入院患者



(2) 避難先の確保及び周知

- ① 市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅要援護者の避難先（広域福祉避難所）を定め、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておきます。
- ② 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、島根県及び市は、あらかじめ定めてある避難先となる受入れ自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整えます。避難を実施する段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡するものとします。
- ③ 島根県は、避難先となる受入れ自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群を定め、病院等に周知します。
- ④ 島根県及び避難病院は、原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある病院群の関係者等と避難受け入れを要請し、避難準備を整えます。避難を実施する段階で、該当病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行います。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる車両等の避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配します。
- ② 島根県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、災害時要援護者の避難手段確保の手順、体制を整えます。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様としますが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認しておきます。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定することになっています。

- ② 島根県は計画策定が進むようガイドライン策定等の支援を行うものとします。

(5) 在宅要援護者の援護等

- ① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅要援護者への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておきます。
- ② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、援護の方法について十分留意します。

(6) 避難先での避難住民の登録

- ① 市は、避難所に派遣した職員並びに受入れ自治体及び施設管理者の協力を得て、避難所ごとに自治会及び地域主組織等と協力して被災地住民登録表により登録を行います。

(7) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにします。
- ② 島根県は、移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、国が中心となった支援体制の構築を働きかけます。

10. 避難住民の支援体制

市は、国や、島根県及び避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整えるものとします。

(1) 避難所（一般避難住民用）の開設

①避難所の開設

ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとします。

イ 避難開始当初においては、市及び島根県は住民の送り出しを最優先とする必要から、避難所、避難経由所の開設・管理、避難誘導など避難住民の受入業務については、受入れ自治体側が対応するものとします。

ウ 受入れ自治体は、避難経由所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとします。

エ 市及び島根県は、できるだけ早期に各避難所等へ職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れるものとします。

オ 避難所は、できるだけ早期に、避難住民、職員、ボランティア等で地域自主組織等を中心とした自主運営体制へ移行するものとします。

カ 受入れ自治体から引き継いだ避難所施設の管理は、避難所の運営体制にかかわらず受入れ自治体側で引き続き行い、市、避難住民及び受入れ自治体と協力して避難所の運営に当たります。

②避難物資の確保

ア 市及び島根県は、避難所への食糧や毛布等の避難物資について、国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図ります。

イ 国が中心となり、できるだけ早期に関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給する体制を整えます。

(2) 広域福祉避難所（災害時要援護者用）の開設

①避難所の開設

ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとします。

イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とします。

②災害時要援護者のケア

ア 災害時要援護者のケアについては、原則として在宅要援護者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとします。

イ 市は、災害発生時において個別計画に該当する者の避難先の速やかな確保が困難となったときは、屋内退避を図りながら島根県及び国と連携して避難先を確保します。

ウ 市は、災害時要援護者の速やかな避難先の確保が困難となった場合には、必要に応じてUPZ圏外の市内の施設を福祉避難所として活用するものとします。また、同様にUPZ圏外の受入れ可能な市有施設等の利用を図ります。

エ 市及び島根県は、ケア要員の不足が想定されることから、国や受入れ自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員の確保を図ります。

③ 資機材・物資の確保

ア 市及び島根県は、災害時要援護者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図ります。

イ 市及び島根県は、できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や地域から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整えます。

11. 避難所の運営について

(1) 広域避難所

広域避難所の運営は、自治会及び地域自主組織等の地域コミュニティを基本とし、市から派遣する職員、ボランティア等と協力し受入れ自治体の施設管理者の協力を得て自主的に運営するものとします。

市は、広域避難にも対応した避難所運営マニュアルの作成を行います。

- ① 市は、受入れ自治体の協力を得て、受入れ自治体毎に庁舎、又は避難所の一部に現地の支援拠点（臨時出張所等）を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たります。
- ② 市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、正確な情報伝達に努めます。
- ③ 避難所の運営は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等や、男女のニーズの違い、外国人に十分に配慮し、それぞれ協力して運営体制を構築するものとします。また、家庭動物のためのスペースの確保に努めます。
- ④ 避難所の運営体制は、自治会及び地域自主組織等の地域コミュニティの状況を踏まえ、概ね次の例を参考として、それぞれの避難所に応じた体制を整備し、避難所の運営に当たるとともに、良好な生活環境の確保に努めます。

<運営体制の例>

i 運営会議等

- ・施設の管理者を加え、管理者の協力を得て避難所の運営を担います。

ii 運営班等

それぞれの避難所に応じた、概ね次ぎを参考として運営体制を構築します。

- ・総務班（運営会議の事務局、各運営班の統括、相談窓口の設置、市等との連絡調整、ボランティアの受け入れ、連携等）
- ・情報班（住民情報の把握、災害、施設管理等の情報収集及び避難者への情報伝達等）
- ・施設班（避難所の衛生管理、避難者の援護施設、救援物資の管理・配分、安全管理等）
- ・給食班（炊き出し、給水、給食等）
- ・救護班（病人の対応、健康相談窓口、医薬品等の管理、保健市との連携等）

- ⑤ 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、安全の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

(2) 広域福祉避難所

①社会福祉施設入所者

社会福祉施設の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得てそれぞれ作成した避難計画に基づき施設の運営主体において自主的に運営するものとします。

②在宅要援護者

在宅要援護者の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得て、避難者のケアに充分配慮しつつ一般の広域避難所の運営と同様な運営体制を構築し運営するものとします。

12. 今後の課題等

市は、広域避難計画の具体性をより高めていくためには、国の原子力防災体制の早期の確立など諸課題の解決が不可欠であり、島根県を通じて国への働きかけなど対応を進めていきます。

(1) O I L及びE A Lに基づく避難等防護対策の確立

避難など防護対策の具体的な手順等の前提となる、O I L及びE A Lとそれに伴う各種防護対策のあり方について、早期に基準を示すよう国へ働きかけます。

(2) 避難先自治体との連携体制の強化

- ① 広域避難計画の策定にあたって、避難先の確保を中心に受入れ自治体等から多大な協力をいただいておりますが、情報連絡体制、避難所の運営等の体制、費用負担のあり方など、引き続き受入れ自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていきます。
- ② 必要に応じて、広域避難受入れにかかる協定などの取り決めについても検討していきます。

(3) 国による広域避難の支援体制の強化

- ① 県境を越えて多数の住民が避難するような事態となった場合、避難側及び受け入れ自治体だけでは支援に限界があり、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠です。指定地方行政機関等国の機関や自衛隊の役割分担、支援体制等の明確化を図り、避難住民への迅速な支援が行えるよう国へ働きかけていきます。
- ② 特に、災害時要援護者の避難にあたっては、へり等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援体制を整備する必要であり、国に対して早急な体制構築を働きかけていきます。

(4) スクリーニング体制の整備

- ① 災害の状況によっては、住民避難の際にスクリーニングを実施する必要があります。スクリーニングの実施場所、機器、人員体制、手順等が具体的に検討できるよう、国に対

して早期に基準を示すよう働きかけていきます。

- ② 広範囲にスクリーニングが必要となり、自治体だけでは実施体制が構築できない場合は、国が中心となった実施体制の構築を働きかけていきます。

(5) 原子力防災資機材の整備等

ア 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、島根県及び市は情報通信機器、防護資機材や安定ヨウ素剤の整備を行っていきます。

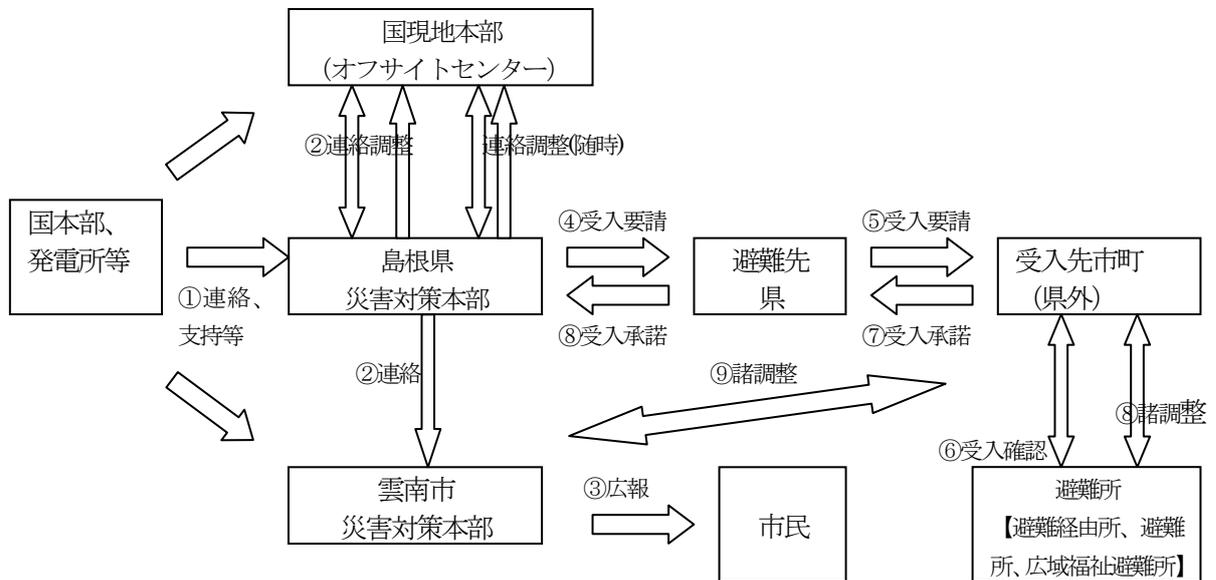
イ 島根県は、国に対して島根県及び市が行う各種原子力防災資機材等の整備に対する十分な財政支援、安定ヨウ素剤等の予防服用に関する法的整備、配備方法、服用手順など運用基準等の確立を働きかけていきます。

(6) 市民への事前周知

あらかじめ避難先や避難ルート等について市民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、留意事項等についても周知を行う必要があります。

原子力災害時の広域避難実施の流れ

1. 避難準備



2. 避難指示・避難開始

